

## **一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定の一部を変更する協定**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付で締結した「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙6中、1.(2)のうち、**を**とする。中「**から**」を「**から**並びに**及び**」に、「**から**」を「**から**」に改め、これを**とし**、**を****とし**、**の**次に次のとおり加える。

**平成21年度お盆期間特別割引( )**

**イ 割引をする自動車**

ハに定める期間に通行するETC車のうち、普通車。

**ロ 割引率**

ロに定める割引率とする。

**ハ 適用する期間**

平成21年8月6日、平成21年8月7日、平成21年8月13日及び平成21年8月14日。

**平成21年度お盆期間特別割引( )**

**イ 割引をする自動車**

ハに定める期間に通行する自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。)のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車(3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。)。

**ロ 割引率**

割引率は30パーセントとする。

**ハ 適用する期間**

平成21年8月6日、平成21年8月7日、平成21年8月13日及び平成21年8月14日。

**平成21年度お盆期間特別割引( )**

**イ 割引をする自動車**

ハに定める期間に通行するETC車のうち、普通車、大型車又は特大車。

**ロ 割引率**

割引率は50パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

**ハ 適用する期間**

平成21年8月3日から平成21年8月5日まで、平成21年8月10日から平成21年8月12日まで、平成21年8月17日及び平成21年8月18日とする。

別添2を次のとおり改める。

## 別添2(1)割引相互間の重複適用関係(1)重複適用の有無

(注)「マイレージ」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「平夜」、「平昼<sub>一</sub>」、「平昼<sub>二</sub>」、「休昼」、「休特」、「休バス」、「障割」、「盆<sub>一</sub>」、「盆<sub>二</sub>」及び「盆<sub>三</sub>」は、それぞれ、マイレージ割引、ETC前納割引、深夜割引、通勤割引、平日昼間割引( )、平日昼間割引( )、休日昼間割引、休日特別割引、休日バス割引障害者割引、平成21年度お盆期間特別割引( )、平成21年度お盆期間特別割引( )及び平成21年度お盆期間特別割引( )を指すものとし、縦と横の交差の記号が、は重複適用有り、は重複適用無しを示す。

## (2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、平日昼間割引( )、平日昼間割引( )、休日昼間割引、休日特別割引、障害者割引、平成21年度お盆期間特別割引( )又は平成21年度お盆期間特別割引( )
2	マイレージ割引、ETC前納割引、休日バス割引又は平成21年度お盆期間特別割引( )

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々  
1通を保有する。

平成21年7月13日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理 事 長 勢 山 廣 直

中日本高速道路株式会社  
代表取締役会長 矢 野 弘 典